

三豊市における成年後見制度 利用促進の取組状況について



香川県三豊市健康福祉部介護保険課

三豊市地域包括支援センター 社会福祉士 細川良士

三豊市について

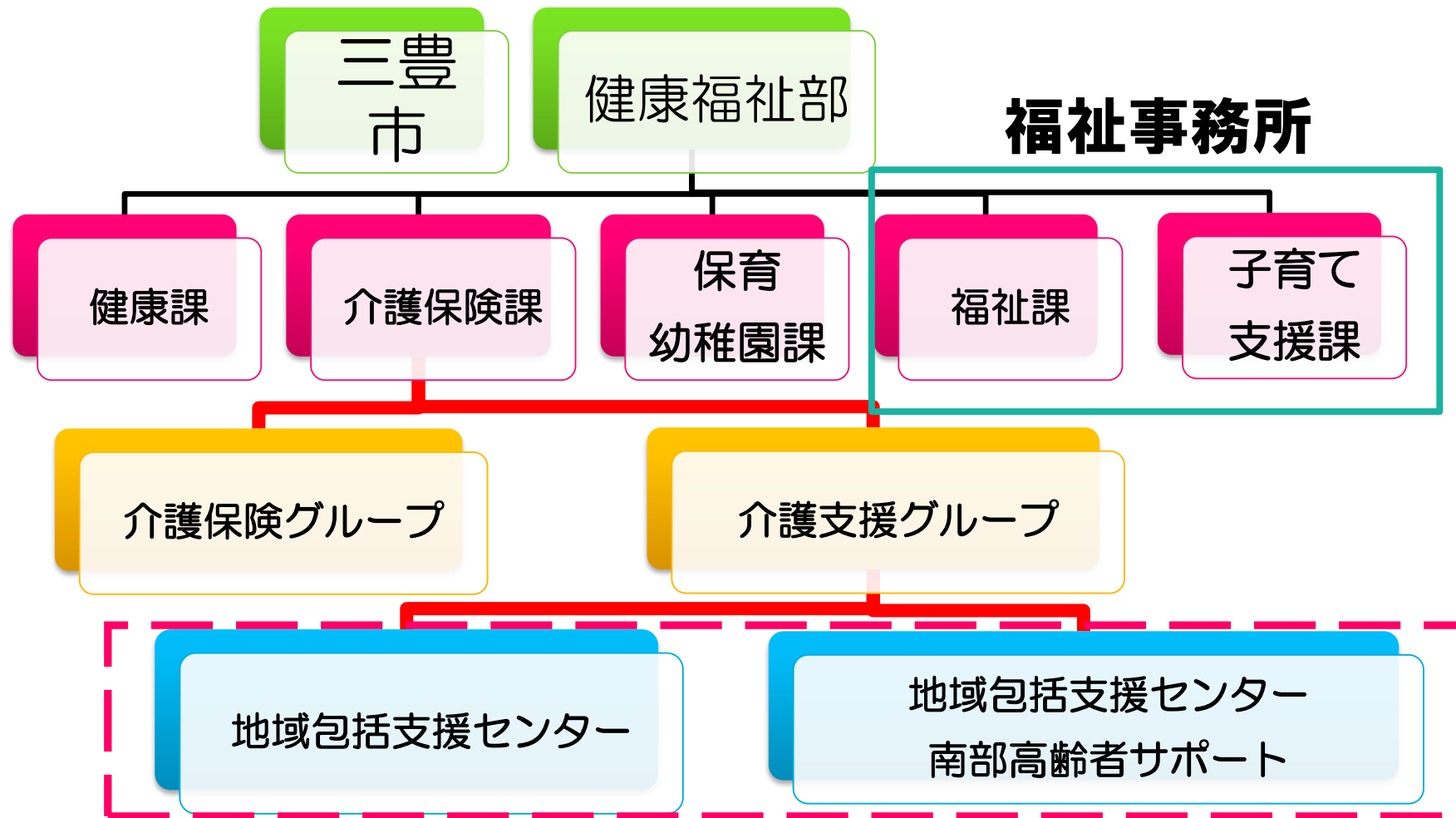


総面積：222.7km²
総人口：63,976人
(令和3年4月1日現在 住民基本台帳より)

三豊市の概況

項目	令和3年4月1日 (住民基本台帳より)
総人口	63,976人
世帯数	26,287世帯
65歳以上人口	22,970人 (35.9%)
認知症者数(Ⅱa以上)	3,604人
療育手帳所持者数	568人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	343人
三豊市の成年後見制度利用者数	108人(R2.10.1現在)

三豊市 健康福祉部 機構図



三豊市地域包括支援センター

【設置数】1か所、ブランチ1か所 【設置運営形態】直営

【職員数】全19名（令和3年4月現在）

保健師5名、主任ケアマネ1名、社会福祉士4名、理学療法士1名、
介護支援専門員6名、事務職2名

三豊市の成年後見制度に関する相談状況(参考)

地域包括支援センター(高齢者)と福祉課(障害者)の件数を合算

	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
三豊市	成年後見制度に関する相談 ()内は実件数	104 (44)	224 (44)	211 (55)	163 (36)	176 (48)	215 (50)
	市長申立件数	5	16	13	5	12	11
香川県※	県内の申立件数	269	259	308	260	264	325
	市町長申立件数	79	66	78	64	74	88

※県内の申立件数は1月～12月までの1年間になります。
 香川県には8市9町あります。また、家庭裁判所は本庁、支部2か所、出張所1か所があります。
 令和2年10月1日現在、県内の成年後見制度利用者数は1,972件です。

市町村計画策定・体制整備に向けたプロセス

年月	概要
H29.6	・成年後見制度利用促進基本計画に係る説明会(国主催(四国ブロック)) ・成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会(香川県主催)
H29.10	三豊市 審議会設置準備会内規制定
H30.1	第1回審議会設置準備会「三豊市の現状について」
H30.5	第2回審議会設置準備会「体制整備について」
H30.8	条例の制定に向けて:例規審査会
H30.9	市議会議案提出
H30.10	原案可決
H30.11	第1回審議会「基本計画(案)の策定について」
H30.12	第2回審議会「基本計画(素案)について」
H31.1	パブリックコメントの実施
H31.2	第3回審議会「パブリックコメント、基本計画(素案)について」
H31.3	三豊市成年後見制度利用促進基本計画 策定
H31.4	三豊市成年後見制度利用促進基本計画 実施

H30.3「地域福祉計画」、「高齢者・障害者福祉計画」の改定時期であった。ここで、成年後見制度利用促進に関して、審議会の設置・基本計画の策定をすることについて明記し、その後の動きにつなげた。

市基本計画策定のプロセス

H30年度

H31年度

R3年度

R5年度

高齢者・障害者福祉計画
(審議会の設置・市基本計画の策定を明記)

次期計画へ

地域福祉計画
(市基本計画の策定を明記)

次期計画へ

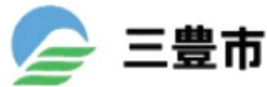
成年後見制度
利用促進基本計画（単独）

継続的な計画の
見直し・策定へ

成年後見制度利用促進審議会

三豊市のホームページ
「三豊市成年後見制度利用促進審議会」
のページに掲載しています。

三豊市成年後見制度 利用促進基本計画

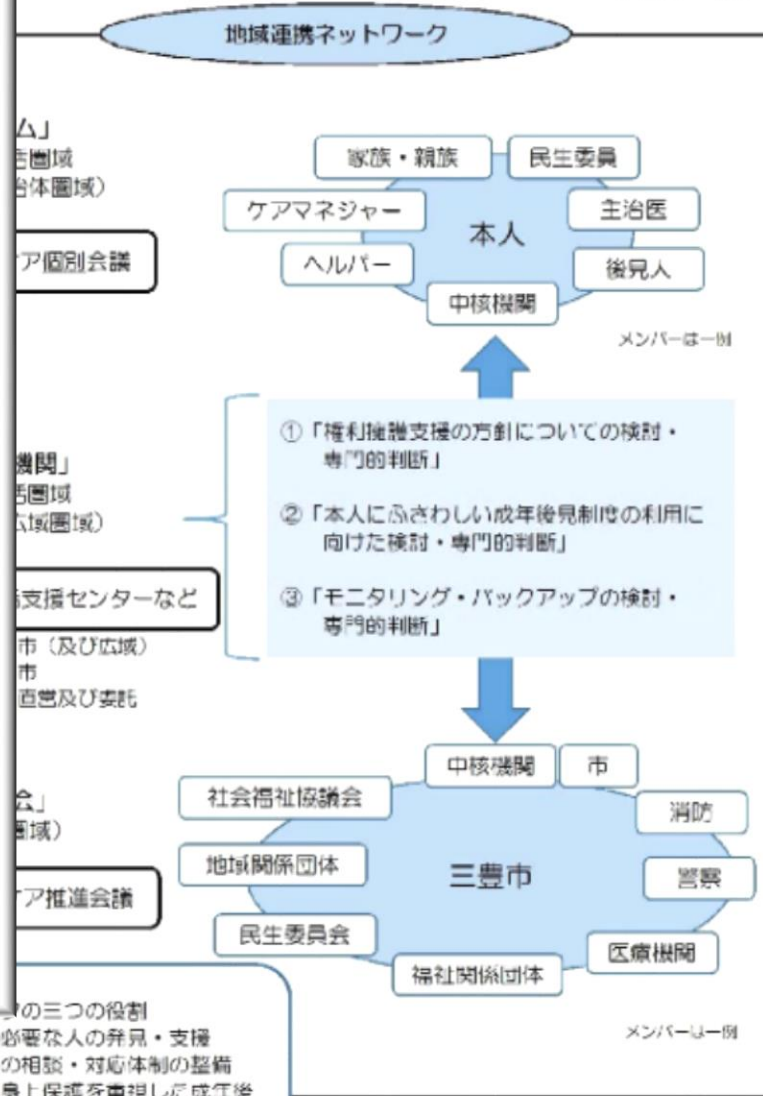


平成31年 3月

この冊子に関する表記上の注意書きの趣旨であり、新元号が定められていないため、平成31年度以降の見出しについても「平成」を使用しています。新元号が定められた際は、改訂をお願いたします。

三豊市成年後見制度利用促進基本計画

ける成年後見制度利用促進に向けた体制整備について
(イメージ)



計画	
月	促進基本計画P16～P20
領域(委託)	
周知・啓発	
専門的な相談・支援	
受任者調査	
市民後見人の養成	
からの移行	
の支援	受任者調整
の支援	専門的な相談・支援

の三つの役割
ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
ウ) 総括決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の利用に資する支援体制の構築

市の基本計画
に沿って実施

中核機関

包括（直営）/
福祉課

市社協

県社協

H31.4.直営

R2.4.委託

R1.10.委託

機能

ア 広報

周知・啓発

周知・啓発

周知・啓発

イ 相談

制度に関する相談
市長申立て
チーム体制調整
（地域ケア会議）

制度に関する相談

専門的な相談・支援

ウ 利用
促進

受任者調整
（マッチング）
チーム体制調整
（地域ケア会議）

親族後見人候補者の支援
市民後見人候補者等の支援
市民後見人の育成（フォロー）
日常生活自立支援事業等からの移行

受任者調整
市民後見人の養成

エ 後見人
支援

チーム体制調整
（地域ケア会議）
受任者調整
（マッチング・交代）
任意後見に関する相談

親族後見人や
市民後見人の支援

受任者調整

効果

オ 不正
防止

チーム体制調整
（地域ケア会議）

親族後見人や
市民後見人の支援

専門的な相談・支援

中核機関

市の基本計画に沿って実施

包括（直営）/
福祉課

市社協

県社協

機能

効果

ア 広報

周知・啓発

周知・啓発

周知・啓発

イ 相談

制市チ

制度に関する相談

相談・支援

ウ 利用促進

受チ

親族後見人候補者の支援
市民後見人候補者等の支援
市民後見人の育成（フォロー）
日常生活自立支援事業等が

調整
人の養成

エ 後見人支援

チ受任

親族後見人や
市民後見人の支援

調整

オ 不正防止

チーム体制調整
（地域ケア会議）

親族後見人や
市民後見人の支援

専門的な相談・支援

直営

委託

中核機関

市の基本計画に沿って実施

包括（直営）/
福祉課

市社協

県社協

機能

ア 広報

周知・啓発

イ 相談

制度に関する
市長申立て
チーム体制
(地域ケア)

る相談

ウ 利用
促進

受任者調整
(マッチン
チーム体制
(地域ケア)

補者の支援
補者等の支援
育成(フォロー)
支援事業等からの移行

エ 後見人
支援

チーム体制
(地域ケア)
受任者調整
(マッチン
任意後見に

や
人の支援

効果

オ 不正
防止

チーム体制
(地域ケア会

や
人の支援

「基礎中核」
単独

「支える中核」
広域

市の基本計画
に沿って実施

中核機関

包括（直営）/
福祉課

市社協

県社協

ア 広報

周知・

既に実施
(改善していく)

イ 相談

制度に
市長申
チーム体制調整
(地域ケア会議)

・支援

機能

ウ 利用
促進

受任者調整
(マッチング)
チーム体制調整
(地域)

親族後見人候補者の支援
市民後見人候補者等の支援

受任者調整

養成

エ 後見人
支援

チーム
(地域
受任者
(マッ
任意後

新しい取組

効果

オ 不正
防止

チーム体制調整
(地域ケア会議)

親族後見人や
市民後見人の支援

専門的な相談・支援

三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備(イメージ)

「チーム」 → 地域ケア個別会議
(日常生活圏域～自治体圏域)

「中核機関」
設置主体は市

地域包括支援センター(直営)・福祉課
市社会福祉協議会(委託)
県社会福祉協議会(委託)

「協議会」 → 地域ケア推進会議
(自治体圏域)

地域連携ネットワーク

審議会
(自治体圏域)

- ・市計画の検討、策定
- ・取組状況の点検、評価 等

審議会のメンバー

専門職及び
家裁の参加

機関名

主な役割

1	医師会	診断書作成
2	社会福祉協議会	成年後見人等受任 市民後見人・親族後見人支援
3	社会福祉協議会（権利擁護担当）	
4	弁護士会	
5	司法書士会	
6	社会福祉士会	
7	高齢者分野関係	相談・連絡
8	障害者分野関係	相談・連絡
9	民生委員児童委員協議会	
10	人権擁護委員会	
11	学識経験者	調査研究・評価
12	家庭裁判所（オブザーバー）	申立・監督

（事務局）健康福祉部長、福祉課長、介護保険課長、地域包括支援センター長

審議会 (R3.2.12)

学識経験者

医師

弁護士

司法書士

民生委員

社会福祉士

施設関係者
(高齢)

施設関係者
(障害)

人権擁護委員

市社協

県社協

家庭裁判所
(オブザーバー)

行政

(福祉課・介護保険課・地域包括支援センター)

成年後見制度利用促進チェックシート

「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引」を参考に作成

㊦ 広報機能

大項目	小項目	実施状況	改善点
1 制度についての個別説明	・メリット、留意点を含めた説明	パンフレットを用いて個別に対応している。また、必要に応じて、口頭	

㊧ 相談機能

大項目	小項目	実施状況	改善点
2 パンフレット	・早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）） ・早期や家族（相談できるか） ・相談（相談できるか） ・親族		

5 多様な相談者

㊨ 成年後見制度利用促進機能

大項目	小項目	実施状況	改善点
3 広報の際に連携する各団体	・相談に応じて	後見人支援機能	

㊩ 後見人支援機能

大項目	小項目

審議会による点検・評価

- 制度の利用が必要な人を発見し、制度利用につなげる支援ができているか。
- 意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点をもった運用がなされているか。
- 親族、後見人を支援する体制が十分に整備されているか。
- 制度の利用者が利用のメリットを実感できているか。

(国・基本計画より)

地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行う
とともに、次期基本計画の策定へ



「審議会」の役割が重要

広 報

- ・医療機関へ配布
- ・今後、金融機関、施設等々へも配布する予定

高齢の方や障がいのある方の身近な相談窓口のご案内

わたしのために

あなたのために



成年後見制度のご利用は
私たちにご相談ください

後見人の申立手続きは
どうやったらいいの？



障がいのある子の
将来が心配…。



後見人をしているけれど
自分も高齢になってきたので
別の人に頼めないでしょうか？



親族の後見人に
なったけれど不安。
どこに相談したらいいの？



お気軽にご相談ください。
ご相談は**無料**です。

中核機関 三豊市地域包括支援センター（三豊市介護保険課内）

電話番号：0875-73-3021 FAX：0875-73-3023

Mail：kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始除く）

成年後見制度の利用に関する関係機関のご案内

三豊市では、成年後見制度に関する様々な相談や問い合わせに応じるための中核機関を設置しています。

三豊市の中核機関

来所が難しい方は
訪問いたします

相談無料

お問い合わせ先	所在地	電話番号
三豊市役所 ・地域包括支援センター ・福祉課	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3021 0875-73-3015
・南部高齢者サポート	〒769-0401 三豊市財田町財田上2141	0875-67-3788
三豊市社会福祉協議会	〒768-0101 三豊市山本町辻333-1	0875-63-1014
香川県社会福祉協議会	〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階	087-861-8883

成年後見制度に関する相談窓口

お問い合わせ先	所在地	電話番号
香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693
香川県弁護士会 丸亀事務室	〒763-0032 丸亀市城西町2丁目4番25号 アット丸亀ビル4階C号室	0877-22-6713
香川県司法書士会 (リーガルサポート香川)	〒760-0022 高松市西内町10-17	087-821-5701
香川県社会福祉士会 (ばあとなあ香川)	〒762-0083 丸亀市飯山町下法軍寺581-1	0877-98-0854
高松家庭裁判所 (観音寺支部)	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	0875-25-2619
丸亀公証役場	〒763-0024 丸亀市塩飽町9-1	0877-23-4734

担い手の育成

【カリキュラム】

講座日	時間	講座項目	時間	講師
① 11/6 (金)	9:00~9:50	オリエンテーション・開会	20	三豊市介護保険課・三豊市社協
基礎研修 県社協（広域）				
② 11/10 (火)	9:00~10:30			
	10:40~11:30			
③ 11/13 (金)	9:00~10:20			
	10:40~12:30			
④ 11/18 (水)	9:00~10:30	DVD（自作） + 補足説明		
	10:40~11:30			
⑤ 11/20 (金)	9:00~11:30			
⑥ 11/24 (火)	9:00~11:30			
⑦ 11/26 (木)	9:00~11:30	申立手続き書類の作成	120	司法書士
		財産目録の作成・収支予定の作成	90	司法書士
⑧ 11/30 (月)	9:00~11:00	後見事務終了の手続き/死後事務	90	司法書士
⑨ 12/7 (月)	9:00~11:00	年次報告書・報酬付与申立の実務	90	司法書士
⑩ 12/14 (月)	9:00~10:30	介護保険・高齢者施策への取組状況	60	介護保険課
	10:40~11:00			
⑪ 12/16 (水)	9:00~10:30			
	10:40~11:50			
⑫ 12/21 (月)	9:00~10:30			
	10:30~11:00			
⑬ 随時	10:00~12:00			
⑭ 1/8 (金)	9:00~10:30	体験学習 + 座談会		
	10:40~12:00			
⑮ 2/2 (火)	10:00~11:00			
		合計	1740分(以上)	

令和2年度 三豊市市民後見人養成講座



第1期生 10名が受講、全員修了した。

- ・新型コロナウイルス感染対策のため、事前に録画した講義をDVDにして、受講者は自宅学習をすることも可能とした。
- ・講義の後、受講者から質問を受けたり、お互いに話すことで、仲間意識も生まれた。
- ・市民後見人の経験談によって活動のイメージが湧いてきた。
- ・県社協(広域)と市社協(単独)が協力することで、実施することができた。

受任者調整

【事例】

- 本人AさんがB市から三豊市内のC施設へ入所。
- Aさんについて、裁判所へ提出された申立書に「成年後見人は中核機関で調整してもらいたい」との記載あり。
- Aさんの成年後見人候補者を決めるため、受任者調整会議を開催。
- B市担当者、C施設担当者、社協担当者、専門職、三豊市担当者で協議を行う。
- 結果、社協が受任をすることとなった。将来、市民後見人に移行することも見込んでいる。

(内容は資料として、一部変更・省略しています。)

後見人支援

【事例】

- 成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限に関して、関係者間での事前の協議が不十分であったため、事務手続きが円滑にすすまなかった。
- 結果、市役所が火葬手続き等を行った。

(内容は資料として、一部変更・省略しています。)

意思決定支援

- ガイドラインに沿って支援を実施したケース(事例)は未だない。
- 成年後見人等からは、本人の医療保護入院や施設入所に関する手続きをすすめる際には、意思決定支援(特に「代行決定」)について関係者(チーム)で協議をしたいとの意見がある。後見人が責任を重く感じているケースもある。
- 今後の課題として、支援が必要な人が中核機関につながるような広報をしていくとともに、ガイドラインに沿った支援について実績を重ねていくことが必要。

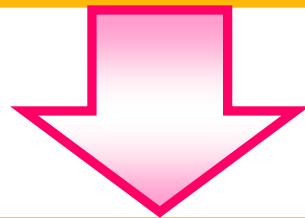
意見交換の場（審議会、協議会、チーム会議等）

お互いの立場・役割を理解をしつつ、情報共有する

課題と今後の見通し（県内の動きも含めて）

【課題】 県内の各市町中核機関でもさまざまな課題が出てきている。

- 広報の仕方、内容の改善
- 親族後見人にどのような支援を行うのか。
- 任意後見制度の利用についてどのように対応すればよいのか。
- 担い手の不足。市民後見人の広域登録制度をつくることはできないか。
- 中核機関の対応力の向上（相談、受任者調整、意思決定支援、等々）
- 未成年後見制度に対応するための体制整備
- 成年後見制度利用支援事業の一部改正 など



【今後の見通し（令和3年度）】

- 関係機関（病院、銀行、施設等）へ中核機関の広報、周知
- 中核機関向けの研修を計画、実施
- 「ささえる中核」（県・社協）と「基礎中核」（市町・社協）の連携強化及び各市町中核機関の情報交換のため連絡会開催（専門職も出席） など



ご清聴ありがとうございました。

父母ヶ浜（仁尾町）



香川県三豊市地域包括支援センター

memo